

武蔵村山市
一般廃棄物処理基本計画（改訂版）
概要版
（令和7年度～令和9年度）



令和7年3月
武蔵村山市

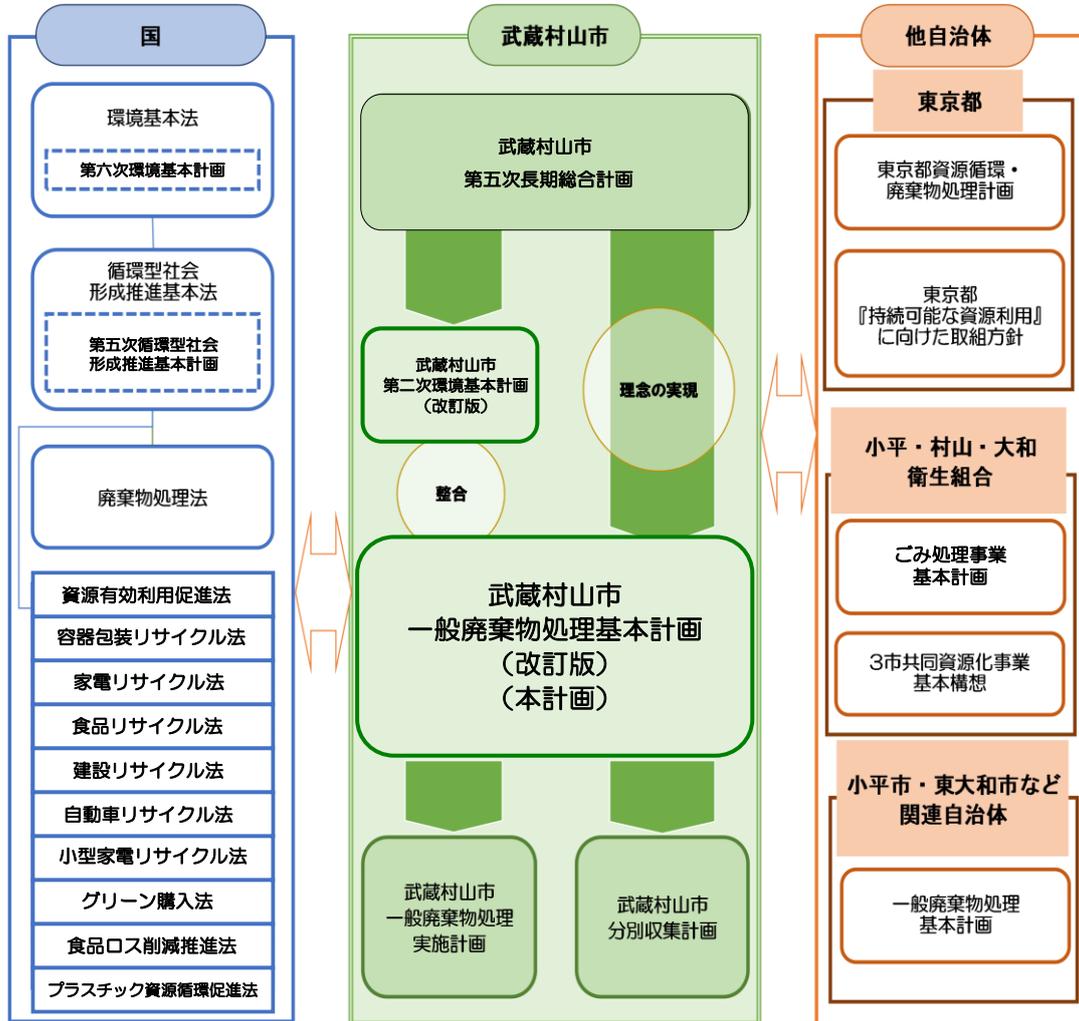
計画改訂の目的

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、計画の基本理念を定め、数値目標を設定し、目標達成のための具体的施策、計画の推進について定めるものです。改訂前の計画（以下「前計画」といいます。）では、おおむね5年ごと、あるいは、事業の実施状況及び数値目標が計画と大幅に異なった場合や大きな状況の変化があった場合に計画の見直し・改訂を検討することとしており、本市においては、令和4年10月から家庭ごみ有料化及び戸別収集を導入したことから、当該家庭ごみ有料化等による減量効果を踏まえた数値目標を改めて定める必要があるため、ここで改訂を行うものです。

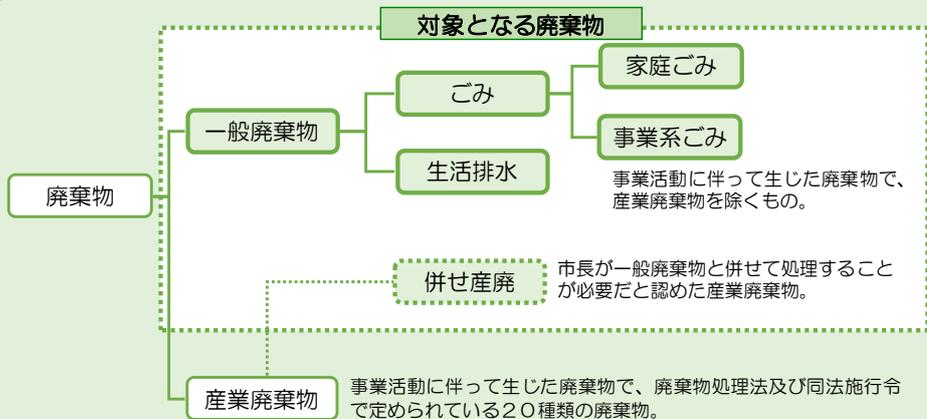
なお、令和元年に制定された食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」といいます。）第13条第1項においては、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされていることから、今回の計画の改訂に併せて、一般廃棄物処理基本計画に盛り込んだ形で食品ロス削減推進計画についても策定するものとします。

計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項では、市区町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務付けており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。また、本計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画を一体的に策定する計画です。



対象となる廃棄物

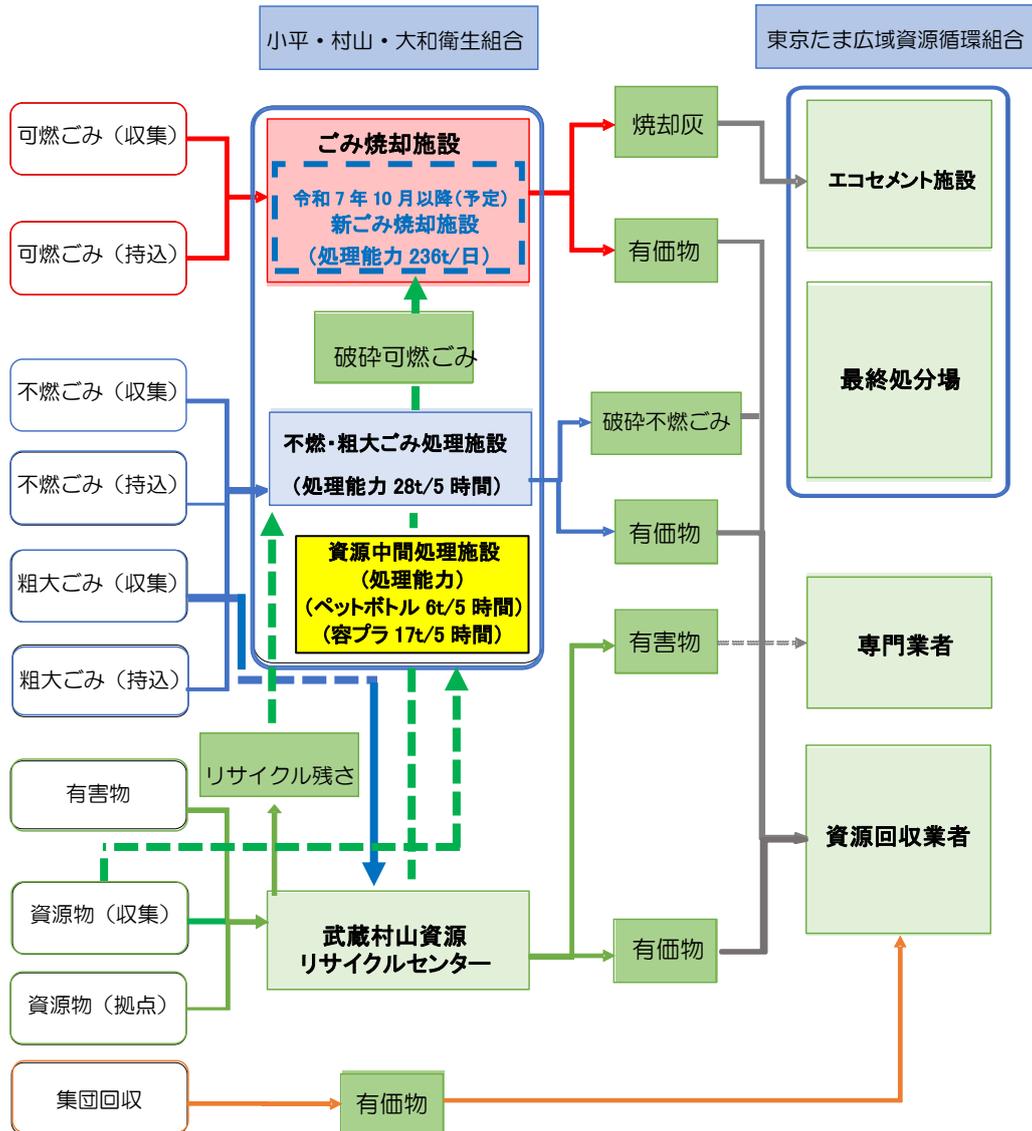


計画期間と目標年度

令和7年度から令和9年度までの3年間とし、目標年度を令和9年度とします。

ごみ・資源の処理フロー

ごみ・資源の分類と処理フローは次のとおりです。なお、本計画では、「燃やせるごみ」を「可燃ごみ」、「燃やせないごみ」を「不燃ごみ」、「容器包装プラスチック」を「容プラ」と統一して表記しています。



前計画の目標値の達成状況

前計画では、基本理念「市民、事業者及び市が協働して4Rで目指す循環型社会形成の推進」の進捗を管理するため3つの目標指標及び3つのモニター指標を設定しています。

指標	単位	実績値	目標値		実績値	達成状況 (達成率)		
		平成28年度	令和5年度	令和9年度	令和5年度			
目標指標	1	排出物原単位	(g/人日)	774.9	674.0	642.0	667.4 (▲6.6)	達成 (101.0%)
	2	収集ごみ量原単位	(g/人日)	495.9	407.0	381.0	417.5 (10.5)	未達成 (97.5%)
	3	リサイクル率(資源化率) (エコセメントを含む)	(%)	34.3	37.1	38.0	34.3 (▲2.8)	未達成 (92.5%)
モニター指標	4	持込ごみ量	(t/年)	2,273	2,137	2,047	2,149 (12)	未達成 (99.4%)
	5	リサイクル率(資源化率) (エコセメントを除く)	(%)	25.3	28.5	29.5	26.2 (▲2.3)	未達成 (91.9%)
	6	東京たま広域資源 循環組合搬入量	(t/年)	1,836	1,611	1,542	1,391 (▲220)	達成 (115.8%)

※ 実績値令和5年度の下段の()は、目標値令和5年度との差。

基本理念

市民、事業者及び市が協働して

基本方針 1

リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の推進

基本的な施策

- 3つのR※1の促進に関する普及啓発
- 食品ロス削減推進計画の施策の推進
- 製造・販売事業者への要請
- 家庭ごみ有料化の適正な運用

市民の行動

- 買い物をするときにはマイバッグを持参し、レジ袋などの不用な包装を断ります。
- 食事は食べきり、ごみにならないようにします。
- 食品の消費期限や賞味期限をチェックし、ごみにならないように心がけます。
- 生ごみは、「ミニ・キエーロ」や「生ごみ処理機器」を使用して減量に努めます。
- 生ごみを可燃ごみとして排出するときは、水切りをします。
- 簡易包装商品、詰め替え商品などを購入します。
- 不用になったものは必要な人に譲ります。
- 使い捨ての容器は使わないようにします。
- もものは大切に長く使います。

事業者の行動

- 製造者・販売者は、製造・販売した製品に最後まで責任を持ちます。
- 製造者は、長寿命製品の製造や修理体制の拡充に努めます。
- 販売者は、簡易包装を推進します。
- 販売者は、レジ袋の有料化などにより過剰包装の削減に取り組みます。
- 販売者は、消費者が製品の修理を出しやすいような体制を整備します。
- 飲食店は、小盛りメニューを用意するなど、食べ残しが少なくなるよう工夫します。
- 排出事業者は、「市民」に準じた役割を果たします。

基本方針 2

リサイクル(資源化)の推進

基本的な施策

- 分別の周知
- 資源回収の拡充
- 排出事業者への要請
- 販売事業者への要請
- 再生品の利用の促進
- 資源物採取防止

市民の行動

- 地域の集団回収に参加します。
- 販売店の店頭回収に協力します。
- 市の資源の収集や乾電池等の拠点回収などに協力します。
- 再生資源を利用した製品を購入します。

事業者の行動

- 販売者は、店頭回収を積極的に行います。
- 販売者は、再生資源を利用した製品を積極的に販売します。
- 飲食店や食品販売者は、生ごみを飼料や肥料にするよう取り組みます。
- 事業活動から排出された資源の自主的なリサイクルに取り組みます。

ごみ分別辞典



小型家電回収ボックス



※1 3つのR：不用物になる前の対策である「リフューズ・リデュース・リユース」の3つを指します。

4R*2で目指す循環型社会形成の推進

基本方針3

適正処理の推進

基本的な施策

- 適正排出の推進
- 事業系ごみの適正排出の徹底
- 適正な収集体制の維持
- 処理困難物への対応
- 不法投棄対策
- (仮称)新ごみ焼却施設の整備
- リサイクル施設の検討
- 最終処分量の削減
- 災害時の対応

市民の行動

- ごみ・資源の分別区分を守ります。
- ごみ・資源を出す日や時間など、ごみ出しルールを守ります。
- 可燃ごみ、不燃ごみ及び容プラを排出するときは、指定収集袋を使用します。
- ごみ・資源の排出場所を清潔に保ち、まちの美化に努めます。
- 排出場所からの資源の持ち去りを防止するため、監視・通報に協力します。
- 地域での清掃活動に参加します。

事業者の行動

- 排出事業者は、自己処理原則に基づいて処理します。
- 事業者は、事業系一般廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用します。
- 事業者は、事業系一般廃棄物を排出するときは、日量10kg未満とします。
- 事業者は、事業系一般廃棄物を排出するに当たっては、家庭ごみ有料化及び戸別収集を実施していることから、「市民」に準じた役割も果たします。

基本方針4

市民・事業者・市の協働

基本的な施策

- 普及啓発手法の活用
- 市民・事業者・市の双方向の情報交換
- 環境教育・学習の実施
- 国・都・他自治体などとの連携
- 市での率直的な取組

市民の行動

- 事業者及び市のごみ減量・資源化施策等に積極的に協力します。

事業者の行動

- 市民及び市のごみ減量・資源化施策等に積極的に協力します。

武蔵村山市ごみ分別アプリ



iPhone



ごみ分別辞典でごみの分別方法が確認できるほか、収集日の確認やごみに関する情報のお知らせ、当日の収集品目を通知してくれます。



上記QRコードからダウンロードするか、「App Store」または「Google Play」からダウンロードしてください。

*2 4R：循環型社会形成の推進に必要な「リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル」の4つを指します。

本計画の指標

本計画の進捗を管理するため、目標指標とモニター指標を設定します。

目標指標とは、本計画において達成目標を定めている指標です。モニター指標とは、達成目標は定めていないが進捗状況を評価する指標です。

本計画では、目標指標とモニター指標を次のように設定します。

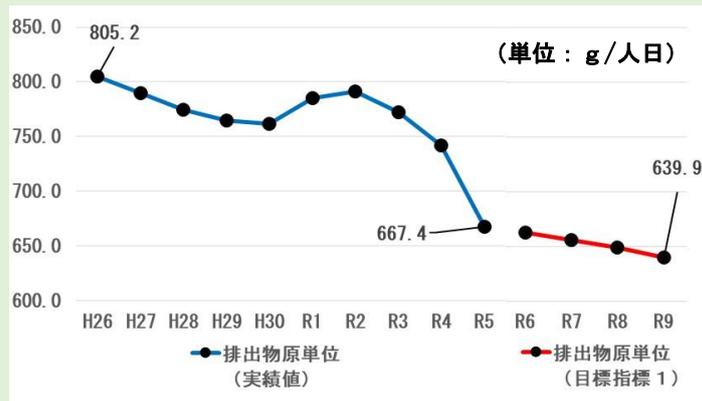
目標指標	指標 1	排出物原単位 (市民 1 人 1 日当たりのごみの総排出量) (g/人日)	※ 1 総排出量 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数
	指標 2	収集ごみ量原単位 (市民 1 人 1 日当たりの収集ごみの量) (g/人日)	※ 2 収集ごみ量 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数
	指標 3	リサイクル率 (資源化率) (エコセメントを含む) (%)	総資源化量 (エコセメントを含む) ÷ 総排出量 × 100
モニター指標	指標 4	持込ごみ量 (t/年)	持込ごみ量
	指標 5	リサイクル率 (資源化率) (エコセメントを除く) (%)	総資源化量 (エコセメントを除く) ÷ 総排出量 × 100
	指標 6	東京たま広域資源循環組合搬入量 (t/年)	東京たま広域資源循環組合への搬入量

※ 1 総排出量 = 収集ごみ量 + 持込ごみ量 + 集団回収量

※ 2 収集ごみ量 = 可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ

目標指標 1 排出物原単位

排出物原単位とは、市民 1 人 1 日当たりのごみ・資源の排出量で、リフューズ・リデュース・リユースの 3 つの R を推進することで減少します。この指標は、基本方針 1 の進捗を評価する指標になるため、目標値を定める指標とします。



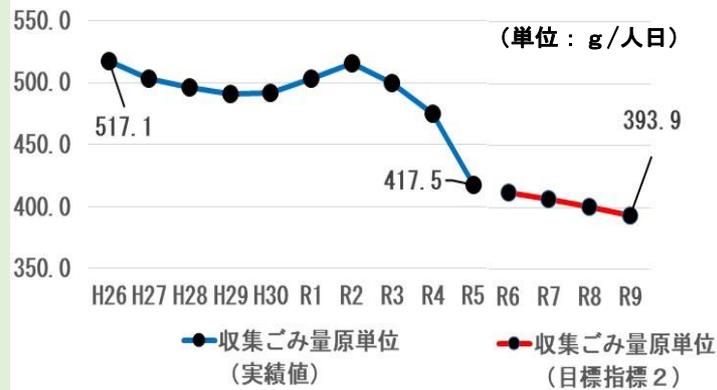
市民 1 人 1 日当たりの総排出量は、平成 26 年度から平成 30 年度までは減少傾向にあり、その後、令和元年度と令和 2 年度は増加しましたが、令和 3 年度からは再び減少傾向にあり、平成 26 年度の 805.2 g/人日から令和 5 年度には 667.4 g/人日へと 137.8 g/人日減少しています。

なお、令和 4 年 10 月の家庭ごみ有料化・戸別収集の開始に伴い、令和 5 年度の市民 1 人 1 日当たりの総排出量は、これまでと比較して大きく減少しています。

目標値は、最終年度の令和 9 年度には 639.9 g/人日へと、令和 5 年度と比較して 27.5 g/人日減とします。

目標指標 2 収集ごみ量原単位

リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4R全体の進捗状況を評価するためには、市民が排出する「ごみ量」に着目した指標が必要です。そのため、市民1人1日当たりの資源を除いた収集ごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計量)とすることで、目標値を定める指標とします。

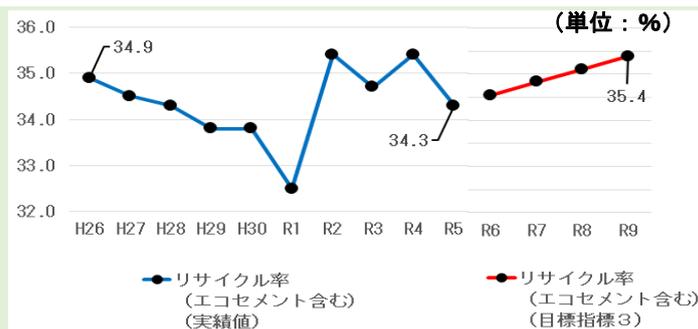


市民1人1日当たりの収集ごみ量は、平成26年度から平成29年度までは減少傾向にあり、その後、平成30年度から令和2年度までは増加しましたが、令和3年度からは再び減少傾向にあり、平成26年度の517.1g/人日から令和5年度には417.5g/人日へと99.6g/人日減少しています。なお、令和4年10月の家庭ごみ有料化・戸別収集の開始に伴い、令和5年度の市民1人1日当たりの収集ごみ量は、これまでと比較して大きく減少しています。しかしながら、令和5年度の市民1人1日当たりの収集ごみ量は、前計画に定める目標指標の達成には至っておりません。

目標値は、最終年度の令和9年度には393.9g/人日へと、令和5年度と比較して23.6g/人日減とします。

目標指標 3 リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)

リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)は、リサイクルを推進することで増加するため、基本方針2の進捗を評価する指標になります。また、「武蔵村山市第五次長期総合計画」においてこの指標を採用しています。そのため、目標値を定める指標とします。



エコセメントを含むリサイクル率は、平成26年度から令和元年度までは減少傾向にあり、その後、令和2年度に増加しましたが、令和3年度からは横ばい傾向にあり、平成26年度の34.9%から令和5年度には34.3%へと0.6ポイント減少しています。

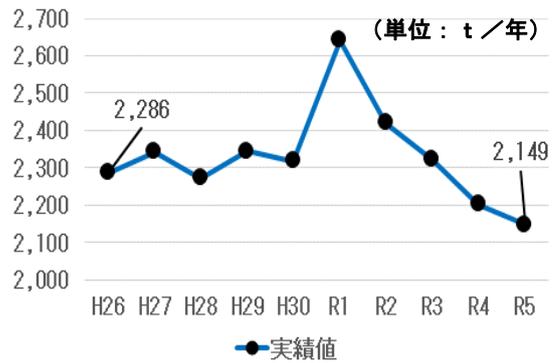
なお、令和4年10月からの家庭ごみ有料化及び戸別収集事業の開始により、ごみの総排出量は減少しているところですが、資源物の量についても紙類などが減少しているところであり、資源化率としては横ばいの状況が続いています。

目標値は、最終年度の令和9年度には35.4%へと、令和5年度と比較して1.1ポイント増とします。

モニター指標

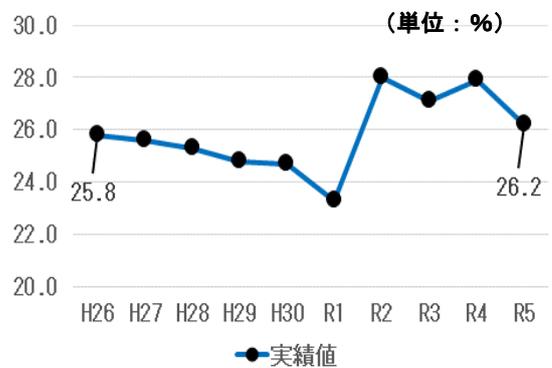
指標4 持込ごみ量

持込ごみ量は、施設への自己搬入や廃棄物処理業者に委託している排出事業者のごみ減量努力が進むと減ることになります。事業系廃棄物の処理は自己処理が原則ですが、現在、市の収集に排出している排出事業者が、より望ましい処理方法である自己搬入や廃棄物処理業者への委託を進めることで、持込ごみ量は増えることになります。そのため、持込ごみ量は減少することが必ずしもよいこととは限らないため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。



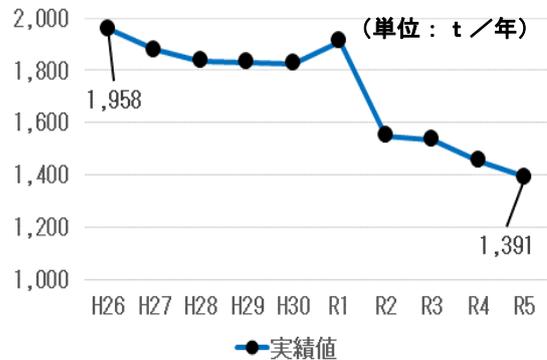
指標5 リサイクル率(資源化率)(エコセメントを除く)

リサイクル率(資源化率)(エコセメントを除く)は、総排出量に占める資源化したものの割合で重要な指標ですが、指標3と本指標は同じ項目を評価する指標です。そのため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。



指標6 東京たま広域資源循環組合搬入量

東京たま広域資源循環組合への搬入量(焼却灰+不燃ごみ埋立量)は、収集ごみ量を減量することで減らすことができます。しかし、収集ごみ量の減量は指標2で評価しており、重複するため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。



生活排水処理基本計画

処理の現状

「生活排水」とは、台所、トイレ、風呂、洗濯など日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものを「生活雑排水」といいます。
本市の下水道普及率はおおむね100%に達しており、生活排水のほとんどは公共下水道によって処理をされています。しかし、下水道が整備されていても、一部の世帯及び事業所では下水道に接続しない状況にあり、これらのし尿は、市の委託業者が収集し、湖南衛生組合で処理しています。浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集し、湖南衛生組合で処理を行っています。

計画の目標

本市では、下水道普及率及び水洗化率がおおむね100%に達していますので、引き続き、下水道への接続を促進します。

基本的な施策

- **下水道への接続の促進**
下水道に接続していない世帯及び事業所については、下水道への接続を促進します。
- **し尿処理の継続**
全世帯が下水道へ接続したとしても、仮設トイレ等のし尿は、引き続き、一定規模の発生が見込まれるため、委託業者による収集と、湖南衛生組合における処理を継続します。
- **災害時の対応**
大規模災害時には、組立トイレ（マンホール用）の設置を行うほか、避難場所などに設置する仮設トイレ等のし尿を円滑に収集・処理するための体制を整備します。平成23年度に本市と都において災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書を締結しており、災害時、円滑に処理事業を遂行できるよう災害時し尿搬入・受入訓練などを行い、関連自治体と相互に支援・連携し、円滑な処理事業に努めます。

食品ロス削減推進計画

計画の背景

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらずごみとして捨てられてしまう食品のことをいい、食品の生産・製造・消費の各段階において発生しています。

令和4年度国の推計値では、日本国内において本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間472万t、令和4年10月1日現在の総務省人口推計に基づく国民1人当たりの年間の食品ロス量は約38kg、国民1人1日当たりの食品ロス量は約103gで、これはおにぎり1個分に相当します。

国連の推計による令和4年の世界人口は80億人で、そのうち約7億4千万人、約9人に1人が栄養不足に陥っているといわれ、令和32年には世界人口は97億人に達すると見込まれることから、更に栄養不足に陥る人々が増えることとなります。

こうした中、日本では令和4年度の食料自給率が38%（カロリーベース）と食料の多くを海外に依存しているにも関わらず、大量の食品ロスが発生しています。

このことから、食品ロスの削減は重要な課題といえます。

計画の期間

令和7年度から令和9年度までの3年間とし、目標年度を令和9年度とします

令和7年度

開始年度



令和9年度

目標年度

具体的な施策

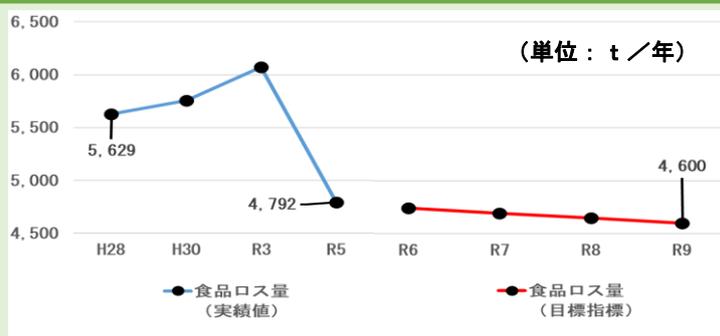
市の取組

- 食品ロス削減のための普及啓発
- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への加盟
- 市報等による残さず食べよう3010運動の普及啓発
- 生ごみ処理機器購入補助制度の実施
- 生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」工作教室の実施

事業者との連携

- 市と事業者との連携したフードドライブの実施
- 飲食店への食品ロス削減の働きかけ
- エコショップ（食べきり協力店）制度参加の要請

食品ロス削減量の目標



食品ロス量の割合は平成28年度から増加傾向にありましたが、令和3年度をピークに減少傾向となっています。令和5年度の食品ロス量は4,792 tで、平成28年度の食品ロス量5,629 tと比較すると837 t、14.9%減少しました。

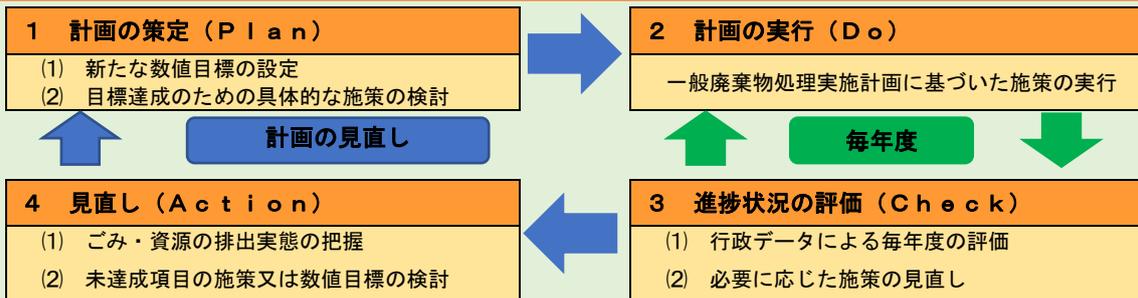
なお、本市においては令和4年10月に家庭ごみ有料化及び戸別収集を開始していますが、家庭ごみ有料化及び戸別収集を開始する前年の令和3年度と令和5年度を比較すると、食品ロス量は、1,282 t、21.1%減少しています。

食品ロス削減量については、令和9年度の目標値を4,600 t (175.9 g/人日) と設定し、令和5年度実績4,792 t (184.8 g/人日) に対し192 t (7.3 g/人日) 減量することとします。この目標は、1人1日当たりごはん1口分 (約10 g) 残さず食べることで達成可能です。

計画の進行管理

PDCA サイクル

目標の達成状況を管理し、事業実施に反映するため、計画の策定 (Plan) ⇒ 施策の実行 (Do) ⇒ 進捗状況の評価 (Check) ⇒ 見直し (Action) というPDCAサイクルにより、毎年施策の達成状況を評価します。



武蔵村山市環境部ごみ対策課

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 電話：042-565-1111 (代表)